



志摩市耐震改修促進計画

【案】

平成28年1月

志摩市

新しい里海のまち・志摩

【 目 次 】

<u>第1章 はじめに</u>	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	7
(1) 志摩市において発生が予想される地震とその規模	7
(2) 南海トラフ地震による被害の想定	9
3 耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 建築物の耐震化の状況	10
<u>第3章 計画の方針</u>	
1 基本的な取組方針	12
2 計画の目標	12
(1) 住宅の耐震化の目標	12
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	14
3 施策の体系	16
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>	
1 住宅の耐震化	18
(1) 木造住宅の耐震化の支援	18
(2) 住宅の耐震化の促進	20
2 建築物の耐震化	21
(1) 建築物の耐震化の支援	21
(2) 建築物の耐震化の促進	21
3 まちの安全	22
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	22
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	24
4 その他建築物の地震に対する安全対策	25
<u>第5章 その他計画の推進に関し必要な事項</u>	
1 関係団体によるNPO等の設置	41

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が密集しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、平成15年7月の宮城県北部連動地震、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万8千人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大きな被害が発生しました。

一方、東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震等の発生も危惧されており、そのような大規模地震が発生すると、その被害も甚大なものと想定されています。志摩市も、これまで「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、東日本大震災の発生を受け、平成26年3月には「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されるなど、大規模地震の危険性が高い地域といえます。

自然災害である大規模地震は、その発生を阻止することはできません。しかし、大地震から生命や財産を守るための施策を講じ、実施していくことで、その被害を最小限に抑えることは可能です。大規模地震の人的被害・建築物等の経済的被害については、住宅や建築物が壊れることにより被害が大きくなるのが、これまでの地震の経験からわかっています。そのため、住宅や建築物の耐震化を進め、壊れにくくすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効率的な方法であるといえます。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。

また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

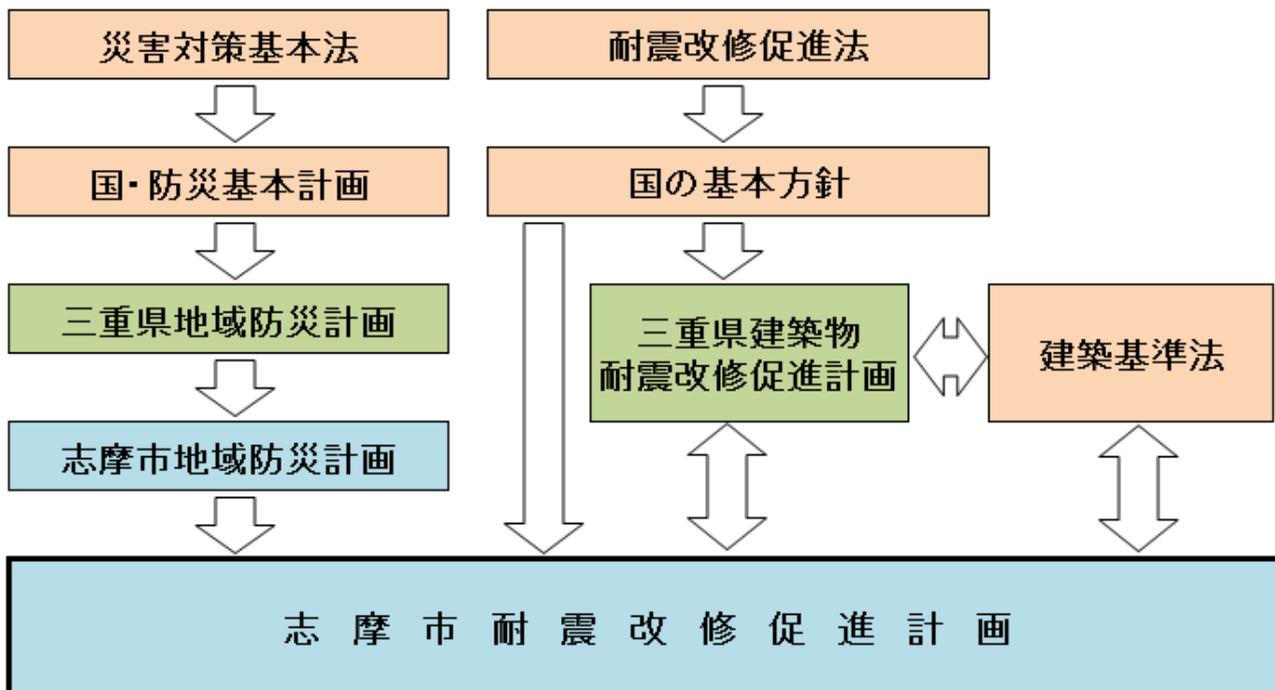
このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、それぞれの公共団体において、住宅・建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

志摩市においても、「三重県耐震改修促進計画」で定められた内容を踏まえ、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を促進し、市民のみなさんの生命や財産を守るため、平成20年に策定した「志摩市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を改定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」を関連法令として、耐震改修促進法に基づき策定するものです。
また、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「志摩市地域防災計画」と整合し、策定しています。

志摩市耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

対象区域

本計画の対象区域は、志摩市全域とします。

計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間とします。

対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前()に建築された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

【 参 考 】

.....

住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

特定既存耐震不適格建築物等

(1)特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 1 4 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

多数の者が利用する建築物(法第 1 4 条第一 号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第 1 4 条第二 号)

その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第 1 4 条第三号）

(2)要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第 7 条に示される建築物で以下に示すもの

都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災上重要な建築物)（法第 7 条第一号）

その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る）（法第 7 条第二号）

その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格（耐震不明建築物であるものに限り、（ 2 ） に挙げる建築物であるものを除く。）（法第 7 条第三号）

耐震性のない建築物とは、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

(3)要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条に示される建築物のうち以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第 7 条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前であるものを除く）

不特定かつ多数の者が利用する建築物（法附則第 3 条第一号）

地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（法附則第 3 条第二号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法附則第 3 条第三号）

.....

【(1) - 多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

多数の者が利用する建築物一覧

法	政令 第6条 第2項	用途	規模
第14条 第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積500㎡以上
	第二号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、盲学校もしくは養護学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障がい者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上
	第三号	第2号以外の学校	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る) 寄宿舍、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場			
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
第四号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	

【(1) - 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧

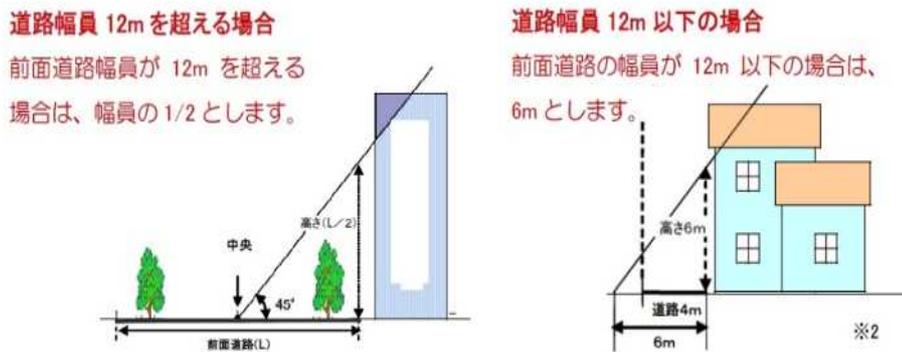
法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14条 第2号	第一号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	50 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類）を除く	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性液体類	30 トン	
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル		
第五号	マッチ	300 マッチトン		
第六号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2 万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20 万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000 トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	200 トン		

【(1) - 通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

ウ 対象道路

三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路（三重県建築物耐震改修促進計画 第4章）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 志摩市において発生が予想される地震とその規模

本市を含む三重県南部地域は、南海トラフを震源として約100～150年の間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海・南海地震により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約70年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約160年が経過しています。

つまり、これまでの発生間隔から推測すると、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況であり、東南海・南海地震の今後30年間の発生確率は70%程度であると言われていています。そのような中、平成14年度に現在の志摩市（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町）を含む4市13町1村（平成18年12月現在合併により6市4町）が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に、平成15年度には県内全市町村が「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に、また、平成26年3月に、志摩市を含む1都2府26県707市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、地震・津波対策も大きな転換期を迎え、これまでの被害想定に加え、発生確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震に対する備えも考慮した防災・減災対策が必要となりました。

このような状況を受け、三重県でも、それまでの南海トラフ地震の被害想定を大きく見直し、新たな被害想定を平成26年3月に発表しました。これによると、想定する南海トラフ地震の規模を大きく二つに分け、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震を「過去最大クラスの南海トラフ地震」とし、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震を「理論上最大クラスの南海トラフ地震」として位置づけ、それぞれで被害想定を調査しています。

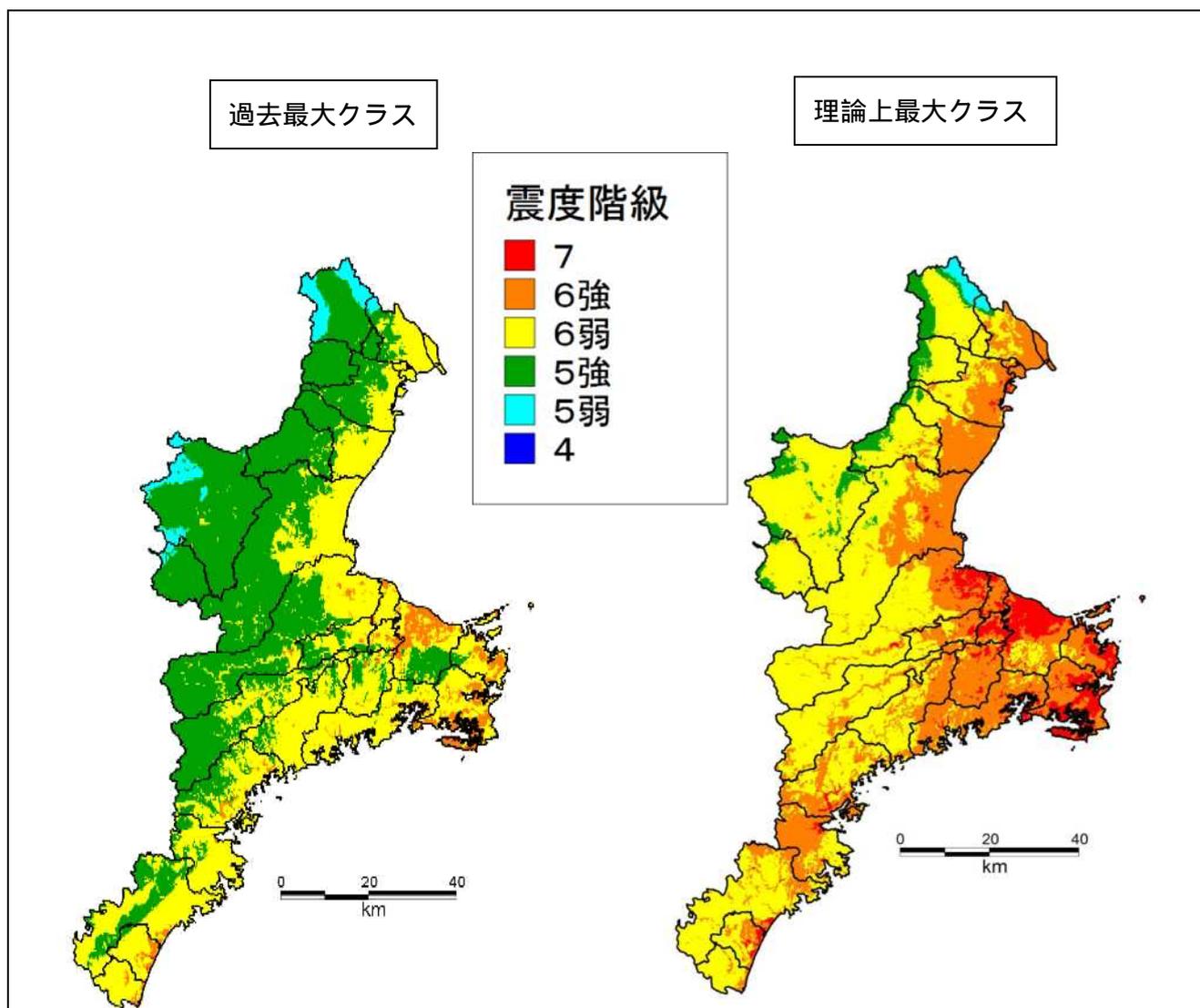
これによれば、志摩市における南海トラフ地震の最大震度は、次の表により、いずれも震度7となっており、南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れが襲ってくると想定されています。

地震被害想定及び既存被害想定における最大震度一覧表

内閣府想定 (2012)	南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	三重県想定 (2005)
最大震度7	最大震度7	最大震度7	最大震度7

出典：「三重県地震被害想定結果」(平成26年3月)

過去最大クラス（左）と理論上最大クラス（右）南海トラフ地震による強震動の比較



出典：「三重県地震被害想定結果」（平成 26 年 3 月）

(2) 南海トラフ地震による被害の想定

平成 26 年 3 月に三重県が発表した被害想定結果によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、志摩市における人的被害として、早期避難率が低い場合の死者数は約 8,700 人と想定されており、この内約 1,000 人が建物倒壊等によるものとされています。

また、建物被害は、約 20,000 棟で、その内約 15,000 棟が地震の揺れによるものと想定されています。

理論上最大クラスの南海トラフ地震における市町ごとの死者数の最大値（早期避難率低）

(人)

建物倒壊等	津波	急傾斜地等	火災	合計
約 1,000	約 7,700	約 10	約 30	約 8,700

理論上最大クラスの南海トラフ地震における市町ごとの全壊・焼失棟数の最大値（冬・夕）

（棟）

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
約 15,000	約 80	約 4,500	約 100	約 400	約 20,000

3 耐震化の現状

（１）住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（以下、統計調査という。）によると、平成 25 年の市内の住宅総数は 20,720 戸であり、そのうち耐震性を有する住宅は 15,060 戸と推定されます。これを基に算出した耐震化率は 72.7%となります。

一方、耐震性がない住宅は 5,660 戸（27.3%）と推計されており、平成 20 年統計調査時点の 6,130 戸（29.3%）から 5 年間で 470 戸減少しています。

また、同統計調査を基に平成 26 年時点を推計すると、住宅総数 20,650 戸の内、耐震性を有する住宅は 15,120 戸（73.2%）、耐震性がない住宅は 5,530 戸（26.8%）となります。

志摩市における住宅耐震化の状況推計値

（単位 上段：戸）

志摩市における住宅戸数推計値		平成 20 年	平成 25 年	平成 26 年	
住宅総数		20,340	20,720	20,650	
耐震性のある住宅戸数（+） （耐震化率）		14,210 (69.9%)	15,060 (72.7%)	15,120 (73.2%)	
昭和 56 年以降建築		11,230	12,270	12,350	
昭和 55 年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅 ^(*)	1,920	1,770	1,780
		木造以外の住宅 ^(*)	1,060	1,020	990
		合計	2,980	2,790	2,770
	耐震性 なし	木造住宅 ^(*)	5,790	5,330	5,220
		木造以外の住宅 ^(*)	340	330	310
		合計	6,130 (30.1%)	5,660 (27.3%)	5,530 (26.8%)

(*)木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 25 年時点で 7,100 戸となっています。

(*)木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

・平成 20 年、25 年値は、住宅・土地統計調査結果を基に推計して算出

・平成 26 年値は住宅・土地統計調査結果を基にトレンドを考慮して県において算出

（２）建築物の耐震化の状況

志摩市内の多数の者が利用する建築物は平成 26 年度末時点で 167 棟あり、その内昭和 56 年

以降の建築物が 103 棟、昭和 55 年以前の建築物は 64 棟となっており、昭和 55 年以前の建築物の割合は 38.3%となっています

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率()は、約 75%となっています。

志摩市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

区分	多数の者が利用する建築物 計		
		市有建築物	民間建築物
昭和 55 年以前建築	64	23	41
耐震性あり	23	22	1
耐震性なし	45	1	40
昭和 56 年以降建築	103	32	71
合 計 =	167	55	112
+			
耐震化率(+) /	75.4%	98.2%	64.3%

耐震化率の算定は、昭和 56 年以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和 55 年以前の旧耐震基準

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針

建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

また、市は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、国・県と併せて財政的支援を行うものとします。

関係者との連携

県、市、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担の下に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

現状と課題

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)において、国は住宅の耐震化率を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を設定していますが、平成25年統計調査を基に国が算出した全国の耐震化率は82%でした。

一方、志摩市における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成25年度末推計値で72.7%であり、この耐震化率を、国の掲げる目標である平成32年における耐震化率95%とするには、耐震性のある住宅戸数が19,380戸(耐震性のない住宅については1,030戸)となる必要があります。これは、1年につき約180戸の耐震補強補助が必要となる規模ですが、近年の耐震補強補助実績が年約7戸である状況からは現実的ではありません。また、耐震化率の算定基礎には景気の変動に大

きく左右される新築住宅戸数が含まれていること、現在行っている旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「旧耐震基準木造住宅」という。）の耐震化を支援するという施策の効果を反映する指標となっていないことから、景気の変動に左右されず、施策効果が反映できる指標が求められています。

そこで、市民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を新たな指標として耐震化を促進することとします。

さらに、普及啓発に取り組む等、市民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取組を促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる95%に近づけられるよう取り組みます。

新たな耐震化の目標

昭和55年以前建築の住宅戸数は、平成25年度末時点で推計8,450戸あり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は推計5,660戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は67.0%と推計されます。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年7戸であるところを、年10戸を目標に、平成32年度末には「耐震性のない住宅戸数」を4,750戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を56%となるよう取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数（10戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点を推計すると、住宅総数は20,400戸、耐震性のある住宅は15,650戸、耐震化率は76.7%となります。

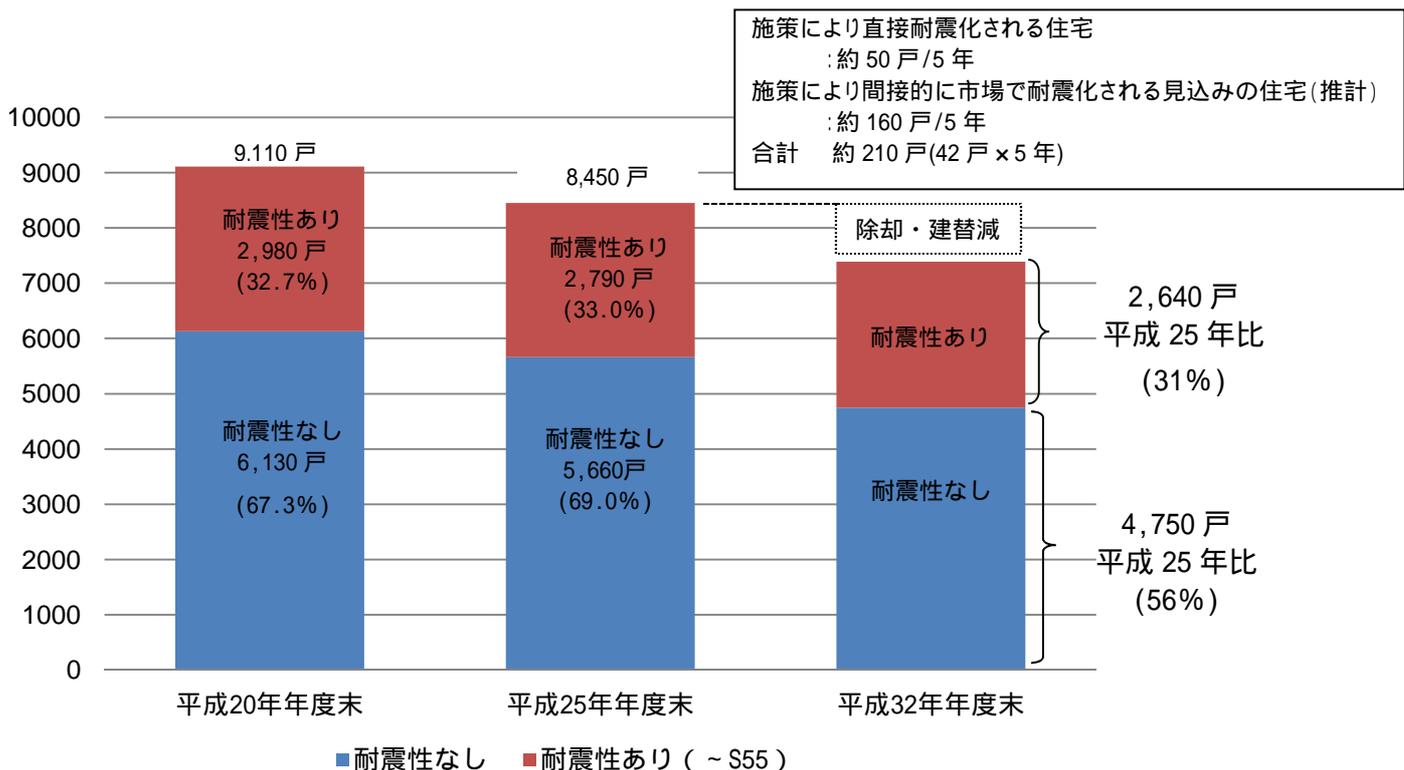
志摩市における住宅の耐震化の目標

（単位：戸）

志摩市における住宅戸数推計値			H20年度末	H25年度末	H32年度末 年180戸目標	H32年度末 年10戸目標
住宅総数			20,340	20,720	20,400	20,400
耐震性のある住宅戸数（+） （耐震化率）			14,210 （69.9%）	15,060 （72.7%）	19,380 （95.0%） 努力目標	15,650 （76.7%）
昭和56年以降建築			11,230	12,270	13,010	13,010
耐震性のない住宅戸数 （平成25年度比）（/）			-	(67.0%)		目標(56%)
昭和55年以前建築の住宅総数			9,110	8,450	7,390	7,390
昭和 55年	耐震性 あり	木造住宅	1,920	1,770	5,600	1,870
		木造以外の住宅	1,060	1,020	770	770

以前 建築		合計	2,980	2,790	6,370	2,640
	耐震性 なし	木造住宅	5,790	5,330	780	4,510
		木造以外の住宅	340	330	240	240
		合計	6,130 (30.1%)	5,660 (27.3%)	1,020 (5.0%)	4,750 (23.3%)

志摩市における昭和 55 年以前建築の住宅の耐震化の目標



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、三重県耐震改修促進計画において、次の表に定める分類により優先順位が設定されています。

分類の方法は、市有建築物については、地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、民間建築物については、次の表に示す用途の仕分けにより分類しました。この分類に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を設定します。

多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署		施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
			以外の建築物(付属建築物等)	の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設		主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
			以外の建築物(付属建築物等)	体育館
C	A, B類以外の施設		利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
				上記以外
			、 以外の建築物(付属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

耐震化の優先度は、A - 、B - 、A - 、B - 、C - 、C - とします。

市が所有する建築物の耐震改修の目標

市が所有する対象建築物については、昭和56年以前に建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、耐震化の目標を100%とします。

- ・延べ床面積200㎡を超えるもの。(無人施設を除く)
- ・市営住宅、避難所に関しては、延べ床面積200㎡以下も含む。
- ・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。

耐震化計画対象市有建築物の耐震化状況 (平成28年1月1日現在)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A		57棟	52棟	91%

		0棟	0棟	
B		8棟	8棟	100%
		0棟	0棟	
C	賃貸住宅等	73棟	73棟	100%
	上記以外	2棟	2棟	100%
		0棟	0棟	
計		140棟	135棟	96%

耐震化の優先順位は、A - 類、B - 類、A - 類、B - 類、C - 類、C - 類の順とします。

3 施策の体系

- 住宅の耐震化 木造住宅の耐震化の支援
 - ・ 住宅の耐震化の促進

- 建築物の耐震化 建築物の耐震化の支援
 - ・ 建築物の耐震化の促進

- まちの安全 まちづくりにおける建築物の耐震化対策
 - ・ 耐震化の促進のための普及啓発

- その他建築物の地震に対する安全対策

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

現在、志摩市では、以下の補助制度により、旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に努めています。今後も、この制度を継続して活用し、耐震化を促進します。

旧耐震基準木造住宅に対する支援策(平成28年1月現在)

木造住宅の耐震診断に係る補助

事業名	概要	対象建築物	主な要件
志摩市木造住宅無料耐震診断等事業	対象住宅の無料耐震診断を実施し、概算工事費の情報提供を行う。 国 1/2、県 1/4、市 1/4 補助基本限度額 46,320円	階数が3以下の木造住宅	在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法の住宅

木造住宅耐震診断支援の概要

対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

耐震診断の実施の仕組み



木造住宅の耐震補強設計に係る補助

事業名	概要	対象建築物	主な要件
志摩市木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性ある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、地震に対して住まいを強くする耐震補強設計を行う場合に補助を行う。 国 1/3、県 1/6、市 1/6 補助基本限度額 24 万円	耐震診断の結果、診断評点 1.0 未満の木造住宅	・診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計 ・団体の判定会、または複数の受講診断者の判定で適切と判断されたもの

木造住宅耐震補強設計補助の概要

対象： 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象設計	← 補強設計前		補強設計後 →	

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」(耐震評点1.0未満)住宅を「一応倒壊しない」(耐震評点1.0以上)住宅にする設計

補助基本額の上限を24万円とし、設計費用の2/3を補助します。

上限が
国8万円、県4万円、市4万円で
合計16万円の補助

木造住宅の耐震補強工事に係る補助

事業名	概要	対象建築物	主な要件
志摩市木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住まいを、壁の増設や基礎の補強などにより、地震に対して住まいを強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 国 11.5%+15万4,500円/戸 (補助上限額 56万5千円) 県 1/3、市 1/3 (補助基本限度額 90万円)	耐震診断の結果、診断評点 0.7 未満の木造住宅	・診断評点 1.0 以上とする耐震補強工事 ・市が認める防災上必要な地区

木造住宅耐震補強補助の概要

対象: 昭和56年5月31日以前に建築された居住者のいる木造住宅

※ 収入要件平方メートル当たりの単価がなくなっています。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	補助対象		倒壊の恐れが少ない	

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(耐震評点0.7未満)住宅を「一応倒壊しない」(耐震評点1.0以上)住宅にする工事

上限116万5千円(千円未満切捨て)

県・市の補助額

補強工事額の2/3
(上限60万円)



国の補助額

補強工事額×11.5%+15万4千500円

上限56万5千円

木造住宅の耐震補強と同時に行うリフォーム工事に係る補助

事業名	概要	対象建築物	主な要件
志摩市木造住宅耐震補強補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 県（工事費の1/3） 補助基本限度額 60万円	補助を受けて補強する木造住宅	県内の建設業者が施工するもの。 耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事。 外構工事でないこと。

木造住宅耐震リフォーム補助の概要

**リフォーム補助金
20万円 新設**
耐震工事と同時施工の場合



木造住宅耐震補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合、工事費の1/3の額（上限20万円）を補助します。

【工事例】

- ・手すり設置、敷居の段差解消、スロープ設置
- ・便所の改修、台所の改修、給湯器設置
- ・外壁の模様替え、サッシの断熱化
- ・車庫、物置の増築



【要件】

- ・県内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工するものであること。
- ・耐震補強工事に含まれる改修工事以外の増改築・リフォーム工事であること。
- ・門、塀、造園等の外構工事でないこと。
- ・他の公的補助金（利子補給補助を含む。）や、介護保険から支給される工事でないこと。

耐震補強工事に合わせてリフォーム工事を実施する場合に補助を実施します。

（2）住宅の耐震化の促進

耐震診断・耐震補強に係る情報提供

市の窓口では、引き続き、耐震診断・耐震補強に関する支援制度についての情報提供を行います。

無料耐震診断普及啓発ダイレクトメール

耐震化のための普及啓発は、市民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、未耐震診断住宅の所有者へ計画的にダイレクトメールを送付し、普及啓発を行っていきます。

市民に対する相談会等の開催

市では、県及び関係団体と協働して相談会を開催し、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

特に耐震診断を受けられた方で、耐震性がないと診断された方がスムーズに耐震補強を行えるように専門家による無料相談会を実施していきます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

市では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、これらの建築物の耐震化事業に対する支援を行います。

事業名	概要	補助率等
志摩市大規模建築物耐震補強補助事業	耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物に対する耐震補強の支援を行う。	【負担比率】 国 1/3、県 5.75%、 市 5.75% 上限有り。

(2) 建築物の耐震化の促進

市では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表を行っていきます。

耐震化を促進する環境整備

市では、窓口で、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

市有建築物の耐震診断の実施とその結果及び耐震化実施状況の公表

市有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、市のホームページ「市有建築物の耐震化の状況について」において、公表しています。

3 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア.県による耐震診断義務化対象路線の指定

県は、耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線（市内関係分【別表】）を指定しました。

この耐震診断義務化対象路線は、三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路です。

この指定により、同法第7条第1項第二号の規定に基づき、耐震診断義務化対象路線沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物は、平成33年3月までに、耐震診断を行いその結果を、三重県へ報告することを義務付けられました。

イ.県による耐震診断指示対象路線の指定

県は、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しました。

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断等指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路一覧表（市関係分）

路線番号	路線名	区 間		連絡路線(拠点)名	
		起 点 (市町村字名)	終 点 (市町村字名)	起 点 (市町村字名)	終 点 (市町村字名)
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
一般国道(県管理)					
167	一般国道167号	志摩市阿児町鶴方	志摩市磯部町恵利原	一般国道260号	(主)伊勢磯部線
260	一般国道260号	志摩市阿児町鶴方	志摩市阿児町鶴方	一般国道167号	三重県志摩庁舎
主要地方道					
32	伊勢磯部線	伊勢市本町	志摩市磯部町恵利原	(主)伊勢南島線	一般国道167号

耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の沿道の建築

物に対し、耐震改修促進法第 10 条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担するよう努めます。

既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、密集市街地をはじめとした老朽木造住宅が集積している地域を、優先的に耐震化を促進する地域として位置づける等、地域の実情に合わせた耐震化を促進します。

特に、老朽な木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽な住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊した多くの建物から火災が発生し、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、建築物の耐震化だけでは、必ずしも安全なまちが実現されるとは限りません。県では、県内の密集市街地を地域特性に応じて分類し、それぞれの地域特性に応じた改善策を示していますが、老朽木造住宅の除却・更新、特に空き家となっている老朽住宅の除却は、全ての分類において改善が必要な項目として示されています。

すなわち、老朽木造建築物の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくもので、まちの安全性の確保にもつながります。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

空き家対策

平成 25 年統計調査によると、空き家が一層増加傾向にあり、管理不全の住宅を含む「その他の住宅」は住宅総数の 12.6% (約 3,370 戸) を占めており、今後も管理不全の空き家は増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、空き家についても、除却等により、まちの安全性を確保します。

がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、国の制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

事業名	概要	補助率等
志摩市がけ地近接等危険住宅移転補助事業（案）	<p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅^(*)を安全な場所に移転を促進するため、国と県と市が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助を行う。</p> <p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域^(**) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」 	<p>除却費 ：802 千円 / 戸</p> <p>建設（購入）助成費（利子補給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 ：4,150 千円 / 戸 ・特殊土壌等 ：7,080 千円 / 戸

* 1) 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域を、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域及び、建築を制限している区域内にある住宅、又は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき、知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅が「がけ地近接等危険住宅移転事業」における「危険住宅」です。（土砂災害特別警戒区域として県により指定される以前に建築された住宅に限ります。）

* 2) 「条例で指定した建築を制限している区域」は三重県建築基準条例第 6 条の規定に基づく区域です。（ただし、条例が施行された昭和 46 年 12 月以前に建築された住宅に限ります。）

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

ハザードマップの作成と公表

県では、平成 25 年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老 桑名 四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、市では、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成 23 年度版）」と、国の中央防災会議が平成 24 年 8 月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて市と自治会が共同で作成した「志摩市防災ハザードマップ（平成 24 年度版）」を公表しています。

これらを基に、みなさんの地域の災害予測を把握していただくとともに、日頃から地震対策を講じていただくよう啓発に努めていきます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

ブロック塀等の安全対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第17条第2項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、市は県に協力し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行います。

屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第17条第1項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第44条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、市は県に協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行います。

家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、広報紙等により民のみなさんに普及啓発を行います。

また、市では地震対策として自力で各固定を行うことが困難な世帯を対象に、住宅内の家具固定（転倒防止金具の取り付け）を無料で行っています。

第5章 その他計画の推進に関し必要な事項

1 NPO等の関係団体との連携

(1) 木造住宅の耐震診断等をするNPO団体等との連携

平成14年に設立された「NPO法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」では、市町からの木造住宅耐震診断の委託事業や耐震診断や耐震補強計画の判定業務に取り組むほか、相談窓口の設置など耐震化に向けた普及啓発等にも取り組んでいます。

また、平成17年に産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と市町）で設置された「三重県木造住宅耐震化推進会議」は、新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動等の検討を行っています。

本市もこれらNPO団体等と連携して、耐震補強等の促進を図っていきます。